

# 新潟市子ども条例

## 条文解説

令和6年4月

新潟市

## 目 次

条例制定の背景と経緯	3
条例の題名	4
前文	5
第1章 総則	
第1条 目的	7
第2条 定義	7
第3条 基本理念	9
第4条 責務	11
第5条 周知啓発等	12
第6条 子どもの意見表明と参画の促進	12
第2章 子どもの権利	
第7条 この章に規定する子どもの権利	13
第8条 安心して生きる権利	14
第9条 豊かに生き、育つ権利	15
第10条 自分らしく生きる権利	17
第11条 身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利	18
第12条 社会に参加する権利	19
第3章 子どもの生活の場における権利保障	
第13条 家庭における保障	21
第14条 学び・育ちの施設における保障	23
第15条 地域における保障	25
第16条 参加の機会の確保	26
第4章 権利の侵害の救済	
第17条 相談及び救済	27
第18条 救済委員の設置	27
第19条 救済委員の定数及び任期等	29
第20条 代表救済委員	30
第21条 兼職の禁止	30
第22条 救済委員の職務	31
第23条 救済委員の責務	33
第24条 尊重及び協力	34
第25条 相談及び救済の申立て	35
第26条 調査及び調整	36
第27条 調査の対象外	37
第28条 是正の勧告等	39

第29条	報告及び公表	40
第30条	再調査等	41
第31条	活動状況の報告	42
第32条	庶務等	43
第5章 権利の保障と推進		
第33条	施策の推進	44
第34条	新潟市子どもの権利推進委員会の設置等	45
第35条	市の措置	46
第36条	子どもの権利週間及び子どもの権利月間	46
第6章 雑則		
第37条	委任	47
附則		
	施行期日	47

#### ◆条例制定の背景と経緯

我が国は、国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を平成6年に批准していますが、残念ながら、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめなどの重大な子どもの権利侵害に関する事例が数多く報告されており、それらは本市においても例外ではありません。

新潟市子ども条例は、市議会として、この条例が子どもを含む市民に広く普及して、本市の子どもに関する全ての施策及び計画の根本となり、本市の全ての子どもが新潟の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持つことができることを願い、制定したものです。

#### 【条例制定までの経緯】

平成26年1月	新潟市少子高齢化対策議員連盟と新潟市男女共同参画推進議員連盟（以下「両議員連盟」）による合同視察で、子どもの人権擁護機関として先進的な取り組みを行う東京都世田谷区の「せたホッと」を訪問。 本市議会としても子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指すには何が必要なのかを深掘りすることを目的に、政令指定都市の中で先進的に条例を制定し、子ども施策の推進を図っている名古屋市、川崎市、相模原市などの事例の調査・研究を開始。
平成29年9月～ 令和3年3月	両議員連盟による「子ども条例ワーキンググループ（WG）」が発足。 その後、子どもの人権問題に取り組む各種団体をはじめ、教育関係者や弁護士会、本市こども未来部とも積極的な意見交換を積み重ねながら、「(仮称)新潟市子ども条例（WG案）」を作成。
令和3年3月23日	両議員連盟で、議長に対し本市議会における条例検討会の設置を正式に要請し、各会派と会派に属さない議員の計11名で構成する「新潟市子ども条例検討会」が設置される。
令和3年7月	条例検討会で議論を重ね、WG案の一部に修正を加えた「新潟市子ども条例素案」を作成。
令和3年8月	「新潟市子ども・子育て会議」で条例素案の概要を説明し、意見交換
令和3年9月	本市の子どもたちの現状を把握するため、特別支援学校を含む市立の小・中・高等学校校長会において、条例素案の概要を説明し、小・中・高等学校の最高学年の児童・生徒を対象にアンケート調査を実施。（回答数8,193人）

令和3年10月	条例検討会で「新潟市子ども条例素案(修正案)」を取りまとめ。 (令和3年3月～10月 条例検討会を11回開催)
令和3年10月11日～ 11月9日(30日間)	条例素案(修正案)に対するパブリックコメントを実施。 (提出人数12人、提出件数46件)
令和3年11月	「新潟市要保護児童地域対策協議会」で条例素案(修正案)の概要を説明し、意見交換
令和3年11月29日	条例検討会において、最終案としてパブリックコメント等の意見を反映させた「新潟市子ども条例(案)」を取りまとめ。
令和3年12月2日	令和3年12月定例会で、議員提案第30号「新潟市子ども条例の制定について」を上程
令和3年12月15日	市民厚生常任委員会で審査
令和3年12月22日	「新潟市子ども条例(案)」全会派一致で可決、制定
令和3年12月27日	「新潟市子ども条例」公布

#### ◆条例の題名

##### 【趣旨・解説】

この条例は、子どもの権利に関する理念をうたうだけにとどまらず、子どもに関わる政策全般を具体的に進める条例となっています。

子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指すとともに、その声を代弁し、子ども政策をこれまで以上に押し進めるための根拠条例として、「新潟市子ども条例」としました。

(前文)

子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは、大切なことです。私たちは、子ども一人ひとりの存在をこの上なく誇りに思うと同時に、子どもが本市においてすこやかで豊かな子ども期を過ごせるよう支援することを重大な責務と考えます。

子どもは、一人ひとりが異なった環境で育ち、一人ひとりが異なった可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。

これらの権利を実現するためには、子どもと接する身近なおとなが、子どもの思いや願いを受け止め、誠実に顔を向ける関係が不可欠です。このような関係が保障されて初めて、子どもは、一人の人間としての尊厳を享受し、豊かな子ども期を過ごし、自律性や創造性、そして他者に対する寛容と愛を培うことができます。そして、大切にされているとの自己肯定感を抱くことで、親をはじめ身近なおとなへの尊敬と感謝の気持ちが芽生え、さらには、いじめなどにより他者の権利を奪ってはいけないということに、気付くことができることでしょう。

この条例が真に子どもの豊かさと成長の力になるために、子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どもと接する身近なおとなの権利が確保されること、子どももおとなも全ての人々が相互に権利を尊重し合うこと、そして権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要です。

子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において、欠かすことのできない大きな役割を担っています。そして、その役割を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことで、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

一方、子どもと接する身近なおとなは、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情を持って接することが必要です。

私たちは、子どもが、新潟の四季折々の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、ここに、国際連合総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に則って、この条例を制定します。

#### 【趣旨】

条例全体にかかる基本的な子ども観や子どもの権利に対する考え方、条約の理念を示し、条例の意義と制定の決意を宣言するものです。

## 【解説】

### ○1段落目

全ての子どもを大切に思い、そしてその子どもがすこやかに豊かな子ども期を過ごせるよう、支援を行っていくことを宣言するものです。

### ○2段落目

全ての子どもが、それぞれの違いや異なった可能性を大切にされ、子ども一人ひとりが、かけがえのない存在として尊厳を持っていること、今を生きる存在であると同時に、一人の人間として成長発達する権利を子どもの固有の権利として有していることを述べています。

### ○3段落目

子どもの固有の権利の実現には、子どもと接する身近なおとななどの受容的な人間関係が不可欠です。このような関係が保障されることにより、子どもは自分が一人の人間として尊重されていると感じることができ、自分が大切にされていると気づくことが他人への思いやりにつながることを述べています。

### ○4段落目

子どもの権利の実現には、この条例が広く普及し、本市の子どもの施策や計画のよりどころとなること、子どももおとなも全ての人の権利が尊重されること、権利侵害に対する適切な救済が図られることが必要であることを述べています。

### ○5段落目

子どもが国境を越えた交流の中で国際性を身につけ、日本海拠点を目指す本市の発展を担ってくれることを期待したものです。

### ○6段落目

子どもが能力を発揮するために身近なおとなに求められることを述べています。

### ○7段落目

最後に、子どもが一人の人間として成長するとともに、本市の文化と産業を継承し、次代の担い手となってくれることを願い、平成元年（1989年）に国際連合総会において採択された「児童の権利に関する条約」の理念に則って、条例を制定することを宣言しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的とします。

### 【趣旨】

条例の制定の目的を明らかにする規定です。

### 【解説】

○本条例の目指す最終目的は、「新潟市が、子どもの権利が保障され、全ての子どもが子ども期を豊かに過ごすことができるまちとなること」です。

○上記の目的を達成するために、本条例では、子どもにとって大切な権利や市及び保護者等のおとなの責務を明らかにするとともに、家庭や学校、学び・育ちの施設、地域等、子どもが生活するあらゆる場面における子どもの権利の保障を進めるための基本的な事項等を定めています。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。
- (2) 子ども期 子どもが、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する全過程をいいます。
- (3) 成長発達 障がいの有無又は性別にかかわらず、一人ひとりの子どもが、精神的又は身体的な能力をその最大限まで獲得していく過程をいいます。
- (4) 学び・育ちの施設 学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他の子どもが学び、育つための施設をいいます。
- (5) 身近なおとな 家庭、地域及び学び・育ちの施設において日常的に子どもと直接に接するおとなをいいます。
- (6) 思いや願い 言葉、行動、身体症状などによって表される欲求、意見、考え又は感情などをいいます。
- (7) 保護者 親又は祖父母その他親権を行う者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他子どもを現に養育する者をいいます。

## 【趣旨】

この条例における重要な用語の定義を規定したものです。

## 【解説】

### ○第1項第1号

児童の権利に関する条約に基づき、「子ども」の定義は、18歳未満としています。

なお、「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とは、教育活動に支障のないよう配慮する余地を残すための規定であり、高校在学中に18歳となった者と、同じく高校に在学している18歳未満の者とを区別して、条例の適用を除外する必要はないことを示しています。

### ○第1項第2号

子どもが受容的な人間関係を保障される中で、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、結果として「自分らしく生き、自ら責任を負い、しかも思いやりのある」おとなへと成長発達する時期を「子ども期」と定義しています。

### ○第1項第3号

障がいの有無や性別にかかわらず、子どもが「受容的な人間関係」の中で、人格的・知的・精神的・身体的能力を獲得し、その結果として、自分らしく、しかも他の人に対して思いやりのあるおとなへと移行する過程を「成長発達」と表現したものです。

### ○第1項第4号

子どもの権利保障を進める上で、重要な役割を担う学校、施設等を明確に定義する必要があると考え、子どもが通学、通所又は入所、利用する施設を「学び・育ちの施設」として規定しました。

### ○第1項第5号

常日頃子どもと直接に接し、子どもの思いや願いの表明に誠実な応答義務を負うべきおとなを「身近なおとな」としています。

### ○第1項第6号

言葉や行動、身体症状などで表現される欲求や意見などを「思いや願い」としており、言葉を発することのできない乳幼児、何らかの障がいにより自分の気持ちを伝えにくい子ども、外国籍の子どもなどが「しぐさ」や「表情」「態度」「行動」などで表す訴えも含みます。

## ○第1項第7号

様々な理由から親に代わり、親としての役割を果たす者を「子どもを現に養育する者」として親と同等の立場にある者と捉え、「保護者」を子どもの権利の保障における主たる責任を持つ「親」と「子どもを現に養育する者」としました。

### (基本理念)

第3条 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（以下「子どもの権利」といいます。）として有し、かつ、これを実現するために、次の権利が保障されなければなりません。

(1) 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと。

(2) 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

2 子どもは、前項に定める子どもの権利をはじめ、日本国憲法に定める基本的人権、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、児童福祉法その他の法令により定められた権利が保障されなければなりません。

### 【趣旨】

本条例における基本理念を明確にするために、「豊かな子ども期を過ごすための大切な権利」の中核となる三つの権利、及びそれらを現実化するための二つの具体的な権利を「子ども固有の基本的権利」として鮮明に宣言し、規定しました。

これら三つの基本的権利を保障するに際しては、子どもの権利条約を踏まえ、子どもそれぞれの状況に応じた「当該子どもの最善の利益」が考慮されることが重要です。

### 【解説】

#### ○第1項

子ども固有の基本的権利として、一人の人間としての尊厳、今を豊かに生きる権利、成長発達する権利の三つの実体的な権利を規定しました。これは「子ども期」の特徴そのものであり、これら三つの権利は、不可分の関係にあります。

##### ①一人の人間としての尊厳

子どもは親の所有物でも、国家や社会の人材育成の客体でもありません。およそ人である以上、その一人ひとりが固有の価値を持った一人の人間として尊重され、その主体性が認められなければなりません。日本国憲法も第13条で「すべての国民は個人として尊重されなければならない」と定め、子どもを含む全ての人が人間の尊厳を持っていることを、人権の根本原理と規定しています。

## ②今を豊かに生きる権利

子どももおとなと同じように、今の一瞬を生きている人間であり、今の自分を豊かに、すなわち健やかに、自分らしく、楽しく、安心して、幸せに生きる権利を持っています。

## ③成長発達する権利

子どもがおとなと違う一番大きな特徴は、知的にも、精神（人格）的にも、身体的にも、あるいは経済的・社会的にも、未だおとなと同じような能力を有しておらず、それぞれの子どもがその個性に応じて人として成長発達の過程にあるという点です。

児童の権利に関する条約では、第6条で、子どもの「生存及び発達の権利」を基本的な権利として定め、第29条で、成長発達の目的を、「一人ひとりの子どもの人格、才能並びに精神及び身体的能力をその可能な最大限にまで発達させること」と規定しています。

子ども一人ひとりの能力が最大限にまで発達するためには、「受容的な人間関係」の保障が不可欠であり、その当然の結果として自分らしく、他人のことも考えながら生きる力や知的能力も培われ、それが社会の発展に貢献することになります。従って、成長発達権とは、「受容的な人間関係」を形成する権利であることを示しています。

## ○第1項第1号

第1項の三つの子ども固有の実体的な基本的権利を子ども自身が自ら実現するための手段的権利として、児童の権利に関する条約第12条の意見表明権の趣旨を分かりやすく規定したものです。

ここで言う「思いや願い」とは、第2条第6項の解説でも述べているとおり、乳幼児でも発することのできる要求や感情をはじめ、ジェスチャーや身体症状、行動等による非言語的なメッセージも含まれます。このような子どもの要求を出す力を権利として承認し、それに対する誠実な応答義務を身近なおとなに課すことによって、子どもは、自らの主体的な力で「ありのままの自分」を受け入れてもらうことのできる受容的な人間関係をつくることができます。

## ○第1項第2号

子ども期に自然の恵みや野生に触れ、同世代や異世代の仲間と集い、地域の文化や協同あるいは社会の経済や政治に参加しながらたくさんのかたのことを学び、体得することの重要性を示しています。

## ○第2項

子どもには、第1項で定める子ども固有の権利をはじめ、当然に日本国憲法、児童の権利に関する条約及び児童福祉法等の法令により定められた権利が保障されることを基本理念として明らかにしたものです。

(責務)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

2 保護者は、子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 学び・育ちの施設の関係者（以下「施設関係者」といいます。）は、自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。

5 市民は、子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。

6 保護者、施設関係者、事業者、市民及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協力しなければなりません。

【趣旨】

この条例で規定する「子ども固有の基本的権利」とそれらを具体化した「子どもにとって大切な権利」を保障するために、市、保護者、学び・育ちの施設関係者、事業者、市民それぞれが子どもに対して果たすべき基本的責務と、それぞれがその責務を果たす際の相互の連携・協力の必要性について定める規定です。

【解説】

○おとなの理解の下に、子どもの権利保障を進めることが必要不可欠です。そこで、市や子どもにとって身近なおとなだけでなく、子どもに関わる全てのおとなへの責務やそれぞれの立場における役割を明記した上で、子どもとの受容的な関係性を築く重要性を示したものです。

総則規定である本条には、一般的・基本的な責務しか示してありませんが、第3章にはより個別的・具体的な責務が示してあります。

○その中で、子どもの育ちには、福祉、医療、保健、教育、行政などあらゆる分野の人が関係しますが、これらを大別して市、保護者、学び・育ちの施設関係者、事業者、その他広く市民としてあります。

○市の責務として、「あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。」とは、市が計画、実施する事業にとどまらず、その過程における関係機関との調整、住民説明など、市が行う行政行為全てを含んでいます。

(周知啓発等)

第5条 市は、子どもの権利について、保護者、施設関係者、事業者及び市民の関心及び理解を深めるため、次に掲げる取組を行うものとします。

- (1) 周知啓発
- (2) 学習及び研修の実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な取組

**【趣旨】**

子どもの権利を周知啓発するための規定です。

**【解説】**

○子どもの権利保障を進めていく上で、保護者、学び・育ちの施設関係者、事業者及び市民に、子どもの権利及びこの条例について理解を深めてもらう必要があります。

○そのための手段として、市が、周知啓発と学習及び研修などの必要な取り組みを行うことを明記しています。

(子どもの意見表明と参画の促進)

第6条 市は、この条例の運用及び施策の実施にあたり、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの参画の促進に努めるものとします。

**【趣旨】**

子どもの意見表明と参画を促進し、支援するための規定です。

**【解説】**

○子どもが社会の一員として、また未来を担う存在として、市の施策に関わり、意見を表明し、参画の機会が確保されることは、子どもの成長にとってとても大切なことです。

このことについては、第12条の社会に参加する権利の項でも説明しています。

○そのため、この条例においては、子どもに関わる施策について、おとなだけで決めるのではなく、子どもの意見を尊重し、参画を促進する必要があるとしています。

## 第2章 子どもの権利

(この章に規定する子どもの権利)

第7条 この章に規定する子どもの権利は、子どもが、かけがえのない一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達するために、全ての子どもに生まれた時から等しく保障されます。

2 この権利の保障に際しては、それぞれの子どもの年齢、成熟の度合い及び置かれた状況にふさわしい配慮がなされなければなりません。

3 この権利の行使については、公共の福祉、他者の権利又は名誉若しくは道徳の保護に配慮しなければなりません。

### 【趣旨】

第2章を「子どもの権利」とし、第3条の基本理念で示された「子ども固有の基本的権利」を土台に、子どもにとって大切な権利を5つの視点で明確に規定しました。

### 【解説】

○人間であれば誰にでも当然権利が認められていますが、成長の過程にある子どもが、一人の人間として今を豊かに生き、そして自分を大切にすると同時に、他人への思いやりを持ったおとなへと成長するためには、特に「子ども固有の権利」が保障されることが必要です。

○また、子どもの権利は生まれた時から全ての子どもが同じように持っているものであり、その権利が保障される時には、年齢とそれぞれの成熟の度合い及び置かれた状況に応じた配慮がされなければならないと考えます。

○ただし、子どもの権利を行使する時には、社会のルールを守り、相手にも同様に権利があることを十分に認識し、他人の迷惑にならないようにすることが必要であり、この条例では、他者への感謝の気持ちや思いやりを大切にしたいという思いを「道徳の保護に配慮」としてうたっています。

○「道徳の保護に配慮」が特定の価値観を押し付けることにつながってはならず、この規定をもって子どもの権利行使をためらわせることがあってはなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、その生存と健康が守られ、理解と愛情を受け、安全にかつ安心して今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) いのちが守られ、尊重されること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 差別又は偏見を受けないこと。
- (4) いじめ、虐待、体罰、性的搾取などによって心身を傷つけられないこと。
- (5) 健康に生き、適切な医療が受けられること。
- (6) 有害な物質又は情報から守られ、安全な環境で生活できること。

#### 【趣旨】

子どもが安心して生きるために大切な権利について示す規定です。

#### 【解説】

##### ○第1項

子どもにとって心身ともに安心して生きられることは、成長発達にとって最も基本となる条件です。

##### ○第1項第1号

どんな状況であっても、いのちが守られ、生まれてきたことそのものが価値あることとして尊重されなければならないと考えます。

##### ○第1項第2号

子どもが安心して、自信を持って生きるためには、親など身近なおとなからの愛情を受けることが必要だと考えます。

##### ○第1項第3号

国籍、性別、言語、宗教、障がい、財産など、子ども又はその家族が置かれている状況によって、いかなる差別や偏見も受けてはならないと考えます。

##### ○第1項第4号

いじめ、虐待、体罰など、子どもの日常生活の中で起こり得る重大な権利侵害により、心や体を傷つけられることは絶対にあってはならないというものです。また、子どもがおとなの欲望の対象とされ、性的に搾取されたり、利用されたりすることがないように、守られなければならないと考えます。

### ○第1項第5号

心も体も健康に生きること、そして病気やけがに対して、予防も含めて適切な医療が受けられることが必要であると考えます。

### ○第1項第6号

子どもは、その成長発達を阻害するような有害物質から守らなければならないことと併せ、氾濫するさまざまな有害情報からも守られなければならないと考えます。

### (豊かに生き、育つ権利)

<p>第9条 子どもは、豊かに生き、育つために、次の権利が保障されなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 自分に合ったペースで生活すること。</li><li>(2) 学ぶこと。</li><li>(3) 遊ぶこと。</li><li>(4) 安心できる場所で休むこと。</li><li>(5) 仲間と集うこと。</li><li>(6) 自由な方法で表現すること。</li><li>(7) 自然にふれ親しみ、自然環境を保障されること。</li><li>(8) 文化、芸術、スポーツにふれ親しむこと。</li><li>(9) 基本的な生活習慣及び社会性を身につける環境を保障されること。</li><li>(10) 子どもの権利について知ること。</li></ul>
---

### 【趣旨】

子どもが、すこやかで豊かに育つために大切な権利について示す規定です。

### 【解説】

#### ○第1項

第3条の子ども固有の基本的権利が保障される中で、好奇心や達成感を満たすさまざまな経験や体験をすることは、豊かな子ども期を実現するためにとっても大切なことです。

#### ○第1項第1号

「思いや願い」を表明しながら、それぞれ自分にあつたペースで生活することが、豊かな子ども期を過ごすための基本となる条件だと考えます。

#### ○第1項第2号

学校で基本的な学力を身につけるだけでなく、知りたい時や分からない時に身近なおとなから教えてもらうなど、さまざまな学びが子どもの豊かな育ちに必要であると考えます。

**○第1項第3号**

遊ぶ場所の確保も含め、遊びを保障することは学ぶことと同じく大切なことであると考えます。

**○第1項第4号**

疲れた時には安心できる場所で休息することが、子どもの成長発達にとって必要であると考えます。

**○第1項第5号**

ひとりではできないことも、仲間と集まったり、グループをつくって活動したりすることで、思いや考えを表現することもできると考えます。

**○第1項第6号**

自分の考えや思いを自分なりの方法で表現することが大切だと考えます。

**○第1項第7号**

自然とのふれあいを通じて、自然から受けている多大な恩恵の大切さを学び知ることが大切だと考えます。また、そのためには、自然環境の保全を図るとともに、子ども自身も自然環境を守り続けていかなければならないことを学ぶことにもつながると考えます。

**○第1項第8号**

文化、芸術、スポーツにふれ親しむことで、楽しみながら成長し、豊かな感性や人間性を養うことができると考えます。

**○第1項第9号**

基本的な生活習慣は子どもの成長発達を支えるベースになるものであり、それを身につけるための環境が保障されなければなりません。また、社会生活を営んでいくために、公共のルールやマナーなどの社会性を育てていく必要があると考えます。

**○第1項第10号**

子ども自身が、子どもの権利について知り、正しく理解する必要があると考えます。

(自分らしく生きる権利)

第10条 子どもは、一人の人間として尊重され、自分らしく生きるために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 個人として尊重され、他者との違いが認められること。
- (2) 不平等な扱いを受けないこと。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 自尊心を傷つけられないこと。
- (5) 可能性を大切にされること。
- (6) 自由に独りでいたり、仲間といたりすること。

### 【趣旨】

子どもが自分らしく生きるために大切な権利、すなわちおとなの考え方や世間体に当てはめられて育てられたり、理不尽なことを押しつけられるのではなく、一人ひとりが自分の思いや願いや考えを表明しながら、子ども自身が自らの「子ども期」に主体として参加し、個人として尊重されて生きていくために大切な権利について示したものです。

### 【解説】

#### ○第1項

子どもが、かけがえのないたった一人の人間として大切にされることは、自分らしく生きるために不可欠なことです。

#### ○第1項第1号

一人ひとりが他に代えられないたった一つの存在として大切にされ、他の人との違いを認められて生きていけるものと考えます。

#### ○第1項第2号

他の人との違いで比較されたり、優劣や順番を付けられたりすることにより、不平等な扱いを受けないものと考えます。

#### ○第1項第3号

子どもが自分の世界を大切にできるよう、プライバシーや誰にも知られたくない秘密は守られなければならないと考えます。

#### ○第1項第4号

自分を大切に思う気持ちを育むために、自尊心が傷つけられてはならないと考えます。

### ○第1項第5号

子どもが成長発達の過程において、失敗したり、つまずいたりすることがあっても、次にチャレンジできる可能性を大切にされるべきだと考えます。

### ○第1項第6号

独りでいたい時は独りでいること、仲間といたい時は仲間といることが自由に選択できると考えます。

#### (身近なおとなと受容的な関係をつくる権利)

第11条 子どもは、身近なおとなとの関わりの中で今を豊かに生き、成長発達するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の思いや願いを自由に表明できること。
- (2) 自分の思いや願いをありのままに受け止めてもらい、一緒に考え、適切に応えてもらうこと。
- (3) 理由を知り、納得できるように話をしてもらうこと。
- (4) 子どもだからという理由で、理不尽な扱いをされないこと。

#### 【趣旨】

子どもの成長において、人との関わりが重要な要素であり、特におとなとの人間関係は子どもが豊かに生き、成長発達していくために不可欠な権利であることを示した規定です。

#### 【解説】

##### ○第1項

子どもにとって、人との関わりの中で生き、人間関係を築きながら成長発達することはとても重要であり大切なことと考えます。それには、年齢やそれぞれの成長発達に応じた配慮が必要です。

本条文は、第3条の「子どもの固有の基本的権利」を具体化するものであり、子ども自身が自らの子ども期に主体的に参加することを保障する最も基本的な権利であると位置づけています。

##### ○第1項第1号

「思いや願い」とは、欲求や感情、非言語的な行動や身体的症状等による訴えも含んでおり、言葉にならないものも子どもの表現方法の一つであると捉えたものです。

### ○第1項第2号

子どもの意見表明に対し、おとなが子どもときちんと向き合い、子どもがなぜそのような訴えをしているかを受容的に受け止める必要があると考えます。子どもは受け止めてもらうことによって、初めて安心感や自信を持つことができるようになると考えます。

「ありのままに」というのは、決して、子どもの表明した内容をそのまま実現しなければならぬということの意味するものではありません。

また、「一緒に考えてもらう」とは、対話を通じて、自らの人生に主体として参加することを意味するものです。

### ○第1項第3号

なぜだめなのか、なぜそうなっているのか、などの理由を知り、それについてきちんと納得するような話をしてもらう必要があると考えます。「受容的な関係性」が日常的にできている限り、子どもはおとなの事情や道理を理解して生きていくことができます。

### ○第1項第4号

子どもも成長過程にある一人の人間であることを踏まえ、「子どもだから」という理由で、差別を受けたり、威圧的であったり不平等な扱いを受けたりすることがあってはならないと考えます。

#### (社会に参加する権利)

第12条 子どもは、自分及び社会のことについて意見を述べ、参加するために、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 社会に参加し、意見が生かされる機会が与えられること。
- (2) 参加にあたって、適切な支援が受けられること。

#### 【趣旨】

子どもが自分や社会に関わることについて意見を述べ、社会に参加するための大切な権利について示す規定です。

#### 【解説】

##### ○第1項

子どもも、家庭や学校等の身近なおとなとの関係のみならず、それを前提としてさまざまな形で社会との関わりを持って生き、生活をしています。自分と関わりのある社会のことに関して子ども期から思いや意見を述べ、社会に参加することは、大切なことです。

### ○第1項第1号

子どもが社会に参加する機会が与えられ、そこでの意見が子どもだからといって軽視されずに、きちんと活かされなければならないと考えます。

「社会」とは、町内会のイベントや近隣の人たちとの協同作業、本条例の実践や市の施策、その他子ども期の保障と関わりのある社会的・経済的・政治的な活動や企画を含みます。

### ○第1項第2号

参加に当たって、なかなか思うように自分の意見を述べられない子どもへの支援を含め、意見の集約やプログラムの策定・実行等に関して支援を受ける権利を示したものです。

### 第3章 子どもの生活の場における権利保障

#### (家庭における保障)

第13条 保護者は、子どもの権利を保障するため、豊かな子ども期を過ごすための生活環境を確保するとともに、子どもの立場に立ち、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努めなければなりません。

3 保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが自ら権利を行使できない場合は、子どもに代わって子どもの権利を行使するよう努めなければなりません。

4 保護者は、子どもが今を豊かに生き、成長発達するために必要な場合には、施設関係者に、その子どもに関する情報を求めることができます。

5 保護者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

6 市は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。

7 市は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。

8 市は、保護者が尊重され、安心して子育てができるよう、財政的援助を含む必要な支援に努めなければなりません。

#### 【趣旨】

子どもの生活の場として、最も基礎的で重要なもののひとつである家庭において、子どもの権利を保障するために必要な保護者や市の責務、役割について規定しています。

#### 【解説】

○第4条の責務で、子どもの養育については保護者に主たる責務があることを述べています。ここでは、まず保護者に一番の責任があるということを当然の前提として、第4条を具体化するものです。

#### ○第1項

子どもにとって生活の基本となる家庭において、保護者が子どもの豊かな成長発達に必要な生活環境を保障することは、保護者の重要な責任であると考えます。そして、保護者は、子どもの思いや願いにきちんと向き合っ、それらを受け止め、受容的な人間関係がつけられるよう、誠実に応える義務を負っています。

この第1項は、第11条に規定する「身近なおとなと受容的な関係をつくる権利」に対応する家庭内での保護者の義務を改めて規定したものです。

## ○第2項

子どもが適切に権利を行使するためには、その子どもの置かれた状況を踏まえ、年齢と成熟の度合いに応じた保護者の支援が基本となると考えます。

## ○第3項

保護者は、子どもの権利が侵害され、かつ、子どもが乳幼児である場合や障がいのある場合、病気の場合などで自らが権利を行使し得ない場合には、子どもに代わって子どもの権利を行使する責務を規定したものです。

## ○第4項

保護者は、子どもの成長発達に必要な場合、学び・育ちの施設の関係者に、子どもに関する情報を求めることができるとしたものです。

## ○第5項

どんな理由があっても、たとえ保護者であっても、子どもの心や体を傷つける暴力は許されないと考えます。

## ○第6項

市の責務として、家庭内での虐待や体罰により傷ついた子どもを救済しなければならないと考えます。

## ○第7項

不登校や外国籍、障がい、貧困といった、それぞれの子どもや保護者が置かれた状況を理由として、差別されることがあってはならないと考えます。

## ○第8項

格差社会が進む中、貧困や経済的困窮者に対して、市独自の制度を充実させるなど、市の施策できちんと子どもが成長できる土壌をつくる姿勢を明記したものです。

また、「保護者が尊重され」というのは、「その人が自分らしく、責任を持って」ということを意味しています。

(学び・育ちの施設における保障)

- 第14条 施設関係者は、子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう、環境の整備に努めるとともに、子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努めなければなりません。
- 2 施設関係者は、子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。
- 3 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければなりません。
- 4 施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめが起きたときには、関係する子どもに対して迅速かつ適切に対応しなければなりません。
- 5 施設関係者は、不登校、外国籍、障がい、貧困などさまざまな状況にある子ども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援に努めなければなりません。
- 6 施設関係者は、施設の運営及び子どもの処遇について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めなければなりません。
- 7 施設関係者は、子どもが安全にかつ安心して活動できるよう、施設の安全管理体制の整備に努めなければなりません。
- 8 施設関係者は、子ども又はその保護者が子どもに関する情報を求めた場合には、その子どもの権利及び他者の権利に配慮して、それを提供するよう努めなければなりません。
- 9 学び・育ちの施設の設置者及び管理者は、その職員が子どもの権利を保障できるよう、環境の整備に努めなければなりません。
- 10 市は、施設関係者が子どもの権利について正しく理解するために、施設関係者に対する研修の充実に努めなければなりません。

【趣旨】

家庭における保護者の責務と同様に、学び・育ちの施設の関係者には環境の整備に努めるとともに、「子どもと向き合う」という責務があることを規定しています。

【解説】

○第1項

学び・育ちの施設は、子どもにとって大切な成長発達のも場であり、その施設関係者は保護者の委託を受けた、保護者と同列に扱われるおとなであると考えます。

そのため、第1項では、保護者と同様に、施設関係者は、子どもの思いや願いにきちんと向き合っ、それらを受け止め、受容的な人間関係がつけられるよう、誠実に応える義務を負っていることを規定しています。

## ○第2項

第2項も家庭と同様、子どもはどのような状況であっても虐待や体罰を受けることがあってはならないものと考えます。

## ○第3項

前条第6項における市の責務同様、施設関係者においても児童虐待防止法に基づき、虐待や体罰により傷ついた子どもを救済しなければならないと考えます。

## ○第4項

学び・育ちの施設における特徴的な問題である「いじめ」に対し、施設関係者の支援を規定したもので、差別や偏見と同様、絶対にあってはならないいじめの防止とその迅速な対応が必要と考えます。

## ○第5項

さまざまな状況にある子どもや保護者が差別されないよう、施設関係者の支援について規定したものです。

## ○第6項

施設の運営や自分に関することについて、子どもが情報を得たり、意見を提案したり、提案した意見が反映されるような環境づくりに努めることが必要だと考えます。

## ○第7項

施設管理に関する規定であり、保護者からの委託を受けている子どもの安心と安全に細心の注意を払う責務を明記したものです。

## ○第8項

前条の家庭における権利保障と同様に、施設における子どもに関する情報をさまざまな配慮をした上で、可能な限り開示する責務を明記したものです。

## ○第9項

施設の職員が子どもの権利を保障できるよう、施設管理者に対し環境整備を義務付けるもので、施設管理者としての責務を規定したものです。

## ○第10項

着実な子どもの権利保障を実践していく上で、施設関係者に対し、本条例における子どもの権利についての理解と協力を求めるための市の取り組みを明記したものです。

(地域における保障)

- 第15条 市及び市民は、子どもがすこやかで心豊かに今を過ごし、成長発達できるような地域づくりに努めなければなりません。
- 2 市及び市民は、地域において、子どもが安心して過ごし、遊び、学びなどさまざまな活動を通して、他者との豊かな関係を築いていけるような居場所及び機会を確保し、充実するよう努めなければなりません。
- 3 市及び市民は、子どもが自然にふれ親しみながら生きられるよう、地域における自然の保全に努めなければなりません。
- 4 市は、子どもの権利保障に資する地域活動を支援し、かつ、連携を図るよう努めなければなりません。

【趣旨】

子どもが生活している場における権利保障のあり方や関係を、保護者や学び・育ちの施設関係者だけでなく、「地域」という領域にも広げ、地域で子どもを守っていくことの必要性を規定しています。

【解説】

○「地域」とは、市域全体のことではなく、身近な生活圏の範囲（例えば町内会等）を想定しています。

○第1項

子どもを含めた市民が、子どもの権利を正しく理解し保障するためには、地域で活動する市民が大きな役割を担うと考えており、当然に市にも同様の役割が必要であると考えています。

○第2項

子どもの権利保障のためには、地域における拠点の確保が必要であると考えています。この拠点としては、「居場所」のほか、異年齢集団を含む仲間や地域の人と一緒に遊んだり、過ごしたり、活動・交流する機会も含まれます。

「機会」とは、次条の子どもの地域への参加を含む広い概念です。

○第3項

本条例第9条第7号で規定した、子どもにとって自然環境が守られることの大切さを地域づくりの取り組みの一つとして位置づけたものです。

#### ○第4項

子どもの権利保障のための活動を進める市民に対し、連携・協力事業の開催や情報提供など、必要な支援を市が行う責務を明記しています。

#### (参加の機会の確保)

第16条 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会及び活動の確保に努めなければなりません。

2 保護者、施設関係者、市民及び市は、子どもの参加を促進し、子どもの自主的で自発的な活動を奨励するため、適切な支援に努めなければなりません。

#### 【趣旨】

本条例第12条で保障する「社会に参加する権利」を実現するために、家庭や学び・育ちの施設や地域、市において、子どもが自由に意見を述べ、参加できる機会や活動の確保・充実を図るとともに、参加を促進し、子ども自身が自主的かつ自発的に企画や活動を行えるよう、配慮することを規定したものです。

#### 【解説】

##### ○第1項

各種行事や活動に子どもが参加し、意見を述べることは、多様な人間関係の在り方や互助の精神を学んで社会性を身につけるばかりか、子どもの意見がさまざまな場面で反映されることを通して、達成感や自分に関わること、地域やまちづくりの主体であることへの自覚を持てるようになるなど、子ども期にとって大切な経験であり体験であると考えます。したがって、このような参加の機会をあらゆる多用な場面で確保することは、市、家庭、学び・育ちの施設や地域の重要な責務であると考えます。

##### ○第2項

子どもの権利保障にとって大切な社会への参加の促進を図るとともに、子どもがおとなの企画した行事や活動に参加するばかりではなく、おとなと良好な関係を持ちながら、子ども自身が自主的かつ自発的に企画や活動に参加できるよう配慮することの必要性について規定しています。

## 第4章 権利の侵害の救済

### (相談及び救済)

第17条 市は、次条に定める新潟市子どもの権利救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

#### 【趣旨】

市は、子どもの権利侵害からの救済を図るため、子どもの権利救済委員によるもののほか、相談・救済について、関係機関、団体等との連携、子ども及びその権利の特性に配慮した対応に努めることを規定しています。

#### 【解説】

##### ○第1項

子どもの権利侵害からの相談、救済に係る一連の対応について、市の責務を規定しています。

子どもが、いじめや体罰、虐待などによって権利を侵害された場合に加え、権利侵害かどうか分からないケースなど、子ども自身が声をあげることが難しいケースについても、できるだけ相談しやすい体制を構築し、様々な子どもの悩みや困りごとに対応していく必要があります。

このため、子どもの権利侵害に対する相談に対応し、侵害された権利の救済を図るため、子どもの権利救済委員を設置することに加え、既存の相談窓口や関係する様々な機関との連携を図ることが重要です。

また、子どもの権利侵害は、成長の段階や状況により様々であり、権利侵害により心に深い傷を残し、その後の成長に影響を及ぼすおそれもあることから、子ども及びその権利侵害の特性に十分配慮した対応に努めていくことが大切です。

### (救済委員の設置)

第18条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

#### 【趣旨】

子どもの権利侵害に係る相談から救済までを行う市長の附属機関として、「新潟市子どもの権利救済委員」を置くことを規定するとともに、この救済委員に必要とされる素養や独立性などを規定しています。

## 【解説】

### ○第1項

いじめや虐待、家族関係などのトラブルに加え、子どもの心身の悩み、友達や周囲のおとなとの関係など、子どもの悩みや苦しみは多様化しています。

また、子ども自身が相談することをためらったり、我慢してしまったりして解決につながらない、又はSOSを出すことが難しい子どもが存在します。

このような声を早期に受け止め、子どもの最善の利益を考え、子どもの立場に立った対応に当たる専門の相談・救済機関として、子どもの権利救済委員を設置しました。

子どもからの相談に際しては、子どもからの相談をできる限り丁寧に聴き取り、話しやすい雰囲気醸成するとともに、その内容に沿って市の機関等に対し、調査や調整、必要に応じて是正等の勧告や制度改善に向けた意見表明を行う権限を有する、独立した立場の附属機関として、救済委員は活動することとなります。

法的位置づけとして子どもの権利救済委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として職務を遂行します。この附属機関は行政庁とは異なり、自ら市の機関や市の機関以外の者（民間事業者、市民等）に対し、その行為を取り消したり、是正等を強制したりする権限（強制力を伴う行政処分等）を有しません。

このため、第28条において、市の機関等に対する要請や勧告の権限を救済機関に持たせるとともに、市の機関は、このような救済委員の措置に協力する責務を課すことにより、子どもの権利救済に向けた活動の実効性を確保させることとしています。

#### 《地方自治法》（抜粋）

第一百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### ○第2項

救済委員の資格要件として、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する人物である必要があることを規定しています。

また、救済委員は、子どもの権利に関し中立的な立場で、独立性をもって職務を遂行する必要があることから、団体からの推薦により選ばれた人物やこれまでの活動実績や経歴等を踏まえ職務を遂行できる人物を、市長が委嘱することとしています。

(救済委員の定数及び任期等)

第19条 救済委員は、3人以内とします。

2 救済委員の任期は3年とし、再任することができます。

3 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

#### 【趣旨】

救済委員の人数、任期、解職に係る内容を規定しています。

#### 【解説】

##### ○第1項

救済委員を3人以内とすることを規定しています。事案の検討にあたっては、合議を必要とする場合を除き、迅速性、専門性等を發揮する観点から、独任制（原則として、1人の委員により最終的な物事が決定される方式）により問題解決に当たります。

なお、事案の検討にあたり、救済委員が他の職務において関わりのある事案が、子どもの権利救済委員への相談事案となった場合、当該委員はこの事案の検討からは外れるといった運用を行うこととなります。

##### ○第2項

救済委員の任期を3年とすることを規定しています。また、継続性、安定性の観点から再任することができることとしています。

##### ○第3項

救済委員は、心身の故障、職務上の義務違反、救済委員としてふさわしくない非行が認められる場合に、市長は解職することができるものと規定しています。

これら以外の理由により、恣意的に解職されることはなく、救済委員の地位の独立性が保証されます。

なお、職務上の義務違反とは、第23条に規定する救済委員の責務に関する規定などに違反した場合などが、救済委員としてふさわしくない非行とは、公序良俗に反する行為やこれに類する行為により救済委員の信用を失墜させた場合などが想定されます。

(代表救済委員)

第20条 救済委員のうちから代表救済委員1人を置き、救済委員の互選により定めま  
す。

2 代表救済委員は、救済委員の会議を主宰し、救済委員を代表します。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、救済委員のうち  
から代表救済委員があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

【趣旨】

代表救済委員を置くこと、その選定方法、代表救済委員による会議の主宰、代表救済委員の代理について規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員のうち1人を代表救済委員とし、3人の救済委員の互選により決定することを規定しています。

○第2項

代表救済委員は救済委員の会議を主宰し、救済委員の活動を代表する職務を遂行します。具体的には、救済委員の活動方針の決定や活動報告書の提出等を行います。

○第3項

代表救済委員に事故があるとき、又はやむを得ない事由により欠けた場合に、あらかじめ代表委員が指名した救済委員が、代表委員の職務を代理します。

(兼職の禁止)

第21条 救済委員は、次の職を兼ねることができません。

(1) 衆議院議員

(2) 参議院議員

(3) 地方公共団体の議会の議員又は長

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるお  
それがある職と兼ねることができません。

【趣旨】

子どもの権利救済委員が兼職できない職を規定しています。

## 【解説】

### ○第1項各号

救済委員の中立性や独立性の確保のため、兼職できない職として、衆参の国会議員、地方議会の議員又は長を規定しています。

### ○第2項

第1項に規定する職のほか、救済委員として公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずる恐れがある職との兼職を禁止しています。

具体的には、政党その他の政治団体の役員のほか、市の業務を受託している法人その他の団体の役員、市の他の機関の職員やこれと関わりが深い立場にある者が想定されます。

なお、第19条第1項の解説でも記載したとおり、相談や救済申し立ての事案が救済委員の他の職務で関わりがある場合は、当該事案の検討から外れるといった運用を行います。

### (救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次の職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申し立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (4) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (6) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

## 【趣旨】

子どもの権利侵害からの救済のため、相談対応、調査、調整、勧告、是正要請、取組内容の公表など、救済委員が担う職務を列挙して規定しています。

## 【解説】

### ○第1号

子どもの権利が侵害された場合に、子どもや子どもと関わるおとなからの相談を受け、必要な助言及び支援を行うことを規定しています。

助言や支援を行うに際しては、子どもの最善の利益を第一に考え、その子どもの権利が救済される方策を、子どもの立場に立って検討していくことが重要です。

## ○第2号

救済委員は第25条に規定する救済の申立ての他、自己の発意により、調査、調整、勧告、是正要請等を行うことができることを規定しています。調査及び調整の具体的な内容については第26条で、勧告、是正要請の具体的な内容については第28条で規定しています。

自己の発意による調査等とは、関係各所からの情報提供や、相談を受ける過程で得た情報等を踏まえ、救済委員の判断で行う場合が挙げられます。

## ○第3号

救済委員が調査、調整等を行い、必要に応じて勧告や意見表明を行った場合、この内容を公表することを規定しています。この具体的な内容については、第29条で規定しています。

## ○第4号

救済委員が子ども等からの相談を踏まえて調査、調整等を行った結果、制度等の改善が必要と判断した場合、対象となる機関に対し、制度改善の意見表明を行うことを規定しています。この具体的な内容については、第28条で規定しています。

## ○第5号

子どもの権利侵害は様々な状況下で発生する可能性があり、関係機関との連携強化や、関係機関への助言等を進めることにより、権利侵害への対応力の向上を図ることが大切です。

このため、多様な主体が連携、協力を図りながら、権利侵害を防ぐための支援を行うことを、救済委員の職務として規定しています。

## ○第6号

子ども条例及び子どもの権利に係る周知・啓発を進めることは、子どもの権利侵害の予防に資するものです。このような周知・啓発に加え、子どもの権利救済委員の存在や相談の方法などを含め、幅広い層に理解を広げていくことを、救済委員の職務として規定しています。

## (救済委員の責務)

第23条 救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

### 【趣旨】

救済委員の責務として、公正かつ適正な職務遂行、その地位の政治利用の禁止、職務上の守秘義務を規定しています。

### 【解説】

#### ○第1項

救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行し、関係機関と相互に連携・協力を図らなければならないことを規定しています。

様々な状況下に置かれた子どもや子どもに関わるおとなから、子どもの権利侵害に関する多様な相談が寄せられた場合、救済委員は、子どもの最善の利益のために最良の解決策は何かを考え、判断していく必要があります。

また、救済委員のみでは解決が難しい事案については、多様な関係者と連携・協力を図ることで、解決に向かう事案もあると考えられることから、子どもの権利に関する関係機関相互のハブとしての役割を担い、職務を遂行していくことを目指しています。

ここでいう関係機関等とは、関係部局や各区、教育委員会や学校、施設、児童館・児童センター、児童相談所、民間の子育て支援施設など、子どもに関わるあらゆる機関が含まれます。

#### ○第2項

子どもの権利の擁護者として職務を遂行するうえで、救済委員は政治的にも中立であることが必要であるため、これを責務として規定しています。

ここでいう「政党」とは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に定める政党を指し、「政治目的」とは、政治上の主義主張や施策等を推進したり、これに反対したりすることを目的とすること、または、公職の候補者や特定の政党、政治団体を支持、推薦したり、これに反対することを目的とすることを指します。

### ○第3項

子どもや子どもと関わるおとなからの相談内容には、多くの個人の秘密に関する情報が含まれることから、子どもを含めた市民からの信頼に応えるためにも守秘義務を課すことを規定しています。

なお、子どもの権利救済委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の特別職の公務員に該当するため、同法で規定する一般職の公務員に対する守秘義務が適用されないことから、本条で規定しています。

#### （尊重及び協力）

**第24条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。**

**2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。**

**3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に次条第1項に規定する相談又は救済の申立てを行わなければなりません。**

#### 【趣旨】

救済機関の職務遂行について、市の機関はその独立性を尊重し、積極的に協力し、必要な援助を行うほか、いかなる人も救済委員の職務遂行に協力し、権利が侵害されている子どもを発見した場合は、救済委員に相談等行わなければならないことを規定しています。

#### 【解説】

##### ○第1項

救済委員の職務遂行にあたっては、関係機関との連携協力が欠かせないことから、市の機関に対しても、救済委員の職務遂行に関する独立性の尊重と、積極的な協力、援助を行わなければならないことを規定しています。

第18条第1項の解説に記載したとおり、救済委員は行政庁ではないため、行政処分等強制力のある措置を行うことはできませんが、関係機関に対し、救済委員の職務遂行に協力等することを義務付けることにより、その実効性を担保しています。

##### ○第2項及び第3項

市の機関ではないいかなる者に対しては、救済委員の職務遂行に積極的に協力することを求めています。また、子どもの権利侵害が生じている状況を発見した場合は、次条に定める相談又は救済の申し立てを行うことを求めています。

これらの規定は、違反したことによって罰則等が課されるわけではありませんが、子どもの権利擁護者として活動する救済委員の職務の適正な遂行に資するものとして規定されています。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談又は救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに関するもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。)

2 救済の申立ては、書面、口頭又は電子メール、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができます。

### 【趣旨】

子どもの権利侵害の救済に関し、誰もが救済委員に対し、相談や救済の申し立てができることを規定しています。

### 【解説】

#### ○第1項関係

子どもの権利侵害に関する相談を申し立てられる者は、「何人も」と規定しているとおり、個人、法人、市内外の居住者、外国人を問わず、することができることを規定しています。

相談等を行うことができる権利侵害に関する事項としては、新潟市内に住所を有する子どもに関するもの、及び市内に居住していなくとも、市内の学び・育ちの施設に通学等している子どもに関する事項が対象となります。

また、権利侵害に関する事項といっても、相談者自身が権利侵害か否か判然としない場合や悩みとして抱え込んでいる場合もあることから、必ずしも権利の侵害とはいえない事項であっても、相談に対応していきます。

なお、学び・育ちの施設とは、第2条で定義する「学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他子どもが学び、育つための施設」を指し、あらゆる子どもが関わる施設を含意しています。

#### ○第2項

子どもの権利救済に係る相談、申し立ての方法については、成長の途上にある子どもからの相談がしやすい環境を整備する必要性に鑑み、多様な相談ルートを設けるため、書面(はがき、手紙)、口頭(電話・対面)、電子メール、インターネットを利用する方法により行うことができることを規定しています。

なお、口頭による相談が行われた場合は、その内容を救済委員が記録し、権利の救済に係る事後の対応につなげていくこととなります。

(調査及び調整)

第26条 救済委員は、救済の申立てに関わる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

【趣旨】

子どもの権利侵害の救済に向け、救済委員が申し立てを受け、又は自己の発意に基づき、調査や調整を行うための手続き等について規定しています。

【解説】

○第1項

調査を実施するに際しては、前条による救済に係る申し立てがなされた場合のほか、救済委員の自己の発意に基づき調査を行うことができる旨を規定しており、これにより子どもの権利救済の実効性がより確保されることと考えられます。

○第2項

前条に規定する相談又は救済の申し立てについては、何人も行うことができるとされていますが、子ども本人又はその保護者以外の者の他、救済委員の発意に基づき調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得ること規定しています。

なお、子どもの置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときとは、当該相談内容に基づく対応が緊急を要する場合や、同意を得ることが困難であると思料される場合が考えられます。

### ○第3項

相談や救済の申し立てをもとに調査を開始した場合であっても、後にその事案が次条に規定する調査の対象外であることが判明するなど、調査の必要がないと判断される場合は、救済委員は調査を中止又は打ち切ることができることを規定しています。

### ○第4項

相談や申し立ての内容を踏まえ、救済委員が市の関係機関に対し調査が必要と判断した場合は、当該機関に対し説明や資料の提出を求めの他、現地に赴いて実地による調査をすることができることを規定しています。

### ○第5項

相談や申し立ての内容を踏まえ、救済委員が市の関係機関以外の者に対し調査が必要と判断した場合は、当該市の機関以外の者に対し説明や資料の提出の他、必要な協力を求めることができることを規定しています。

### ○第6項

救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、対象となる機関に対する助言や働きかけなど、権利侵害が是正されるよう調整することを規定しています。

子どもや子どもに関わるおとなからの相談内容を踏まえ、関係者の相互理解を醸成し、子どもにとって最善の利益を考慮した解決を図ることは重要です。

#### (調査の対象外)

第27条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 救済委員の行為に関するものであるとき。
- (4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (5) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときは除きます。）。
- (6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

#### 【趣旨】

前条で規定する調査及び調整の対象とはならないケースについて、本条で規定しています。

## 【解説】

### ○第1項

救済委員は、相談や救済の申し立てがあった場合でも、その内容が第1号から第6号に規定するものであった場合は、調査を行わないことを規定しています。

ただし、各号に該当する場合であっても、社会情勢の変化や事案の内容等により、特別な事情があると救済委員が判断した場合は、調査を行うことができます。

### ○第1号

裁判等司法の場において判決等が確定している場合や、現に係争中の事案については、調査等の対象外としています。

### ○第2号

議会に対し請願や陳情に関する事案については、当該事案について別途調査等が行われ、一定の判断が行われることに鑑み、調査等の対象外としています。

### ○第3号

救済委員が職務遂行上行った行為については、その地位の独立性、中立性の確保の観点や、人格が高潔で高い識見がある者が委嘱されている点を鑑み、調査等の対象外としています。

### ○第4号

救済の申し立ての原因となった事実があった日から3年を経過しているときは、調査を行わないことを規定しています。

民法（明治29年法律第89号）第724条に規定する、不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは時効により消滅することを規定していることを踏まえ、3年と規定しました。

### ○第5号

前条に規定する子ども又は保護者の同意が得られない場合は、ただし書きに規定する場合を除き、調査を行わないこととしています。

### ○第6号

前各号に定めるものの他、相談や申し立ての内容に重大な虚偽がある場合や、救済の内容が個別救済の域を明らかに逸脱すると判断されるといった場合に、調査を行わないこととしています。

(是正の勧告等)

第28条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

#### 【趣旨】

救済委員が調査又は調整を行った結果、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告したり、制度の改善を求めるための意見を表明したりすることのほか、これらを受けた市の機関は勧告等を尊重しなければならないこと等を規定しています。

#### 【解説】

##### ○第1項

救済委員は、子どもの権利救済に係る申し立てを受け、調査、調整の結果必要があると認める場合に、是正等の措置を講ずるよう勧告することができることを規定しています。

これは、関係者との調整等を図っても状況が改善されない場合、救済委員による最終的な判断として発動されるものであり、第18条の解説でも記載した通り行政処分のような強制力は持ちませんが、市の附属機関たる救済委員からの勧告は、第24条の規定（尊重及び協力）や本条第3項の規定と相まって、これを受けた機関に対し是正等の措置を講ずる責務が生じることとなります。

なお、「勧告」とは、一定の行為をすること又はしないことを勧めることをいい、「是正」とは悪い点があれば改め、正しくすることをいいます。

##### ○第2項

子ども等からの相談を踏まえた調査等の結果として、制度の改善が必要であると救済委員が判断した場合に、当該制度の改善を求めるための意見を表明することができることを規定しています。

例えば、権利侵害に係る救済が申し立てられ、調査や調整を経て、その原因が学校等で定められている校則や内部的なルール、制度に起因していることが判明した場合は、これらの改善について意見を表明するといったことが考えられます。

### ○第3項

救済委員からの勧告又は意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならないことを規定しています。

前述のとおり、勧告や意見表明は強制力を伴うものではありませんが、これを受けた市の機関は、率先して子どもの権利を保障すべき立場にあることから、尊重する義務があることを明記しています。

### ○第4項

子ども等からの相談を踏まえた調査等の結果として、市の機関以外の者に対して是正等の措置を講ずるよう要請することができることを規定しています。

市の機関以外の者とは、県立学校、民間施設、個人等を指しますが、救済委員は市の附属機関であることから、市の機関以外の者に対しては、是正勧告ほどの強い権限ではなく、要請を行うのみにとどまります。

ただ、要請ではあっても、第24条第2項において、何人も救済委員の職務遂行に協力することが規定されていることから、救済委員から要請された内容については、十分検討していただくよう依頼することとなります。

#### (報告及び公表)

第29条 救済委員は、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、その関係する市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるとします。

2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、前条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、十分な配慮をしなければなりません。

#### 【趣旨】

救済委員は、第28条に規定する勧告又は意見表明を行った場合等における是正内容の報告の求め、市の機関による報告の責務、その内容の公表等について規定しています。

## 【解説】

### ○第1項

救済委員は、市の機関に対し勧告又は意見表明を行った場合は、その是正状況について報告を求めることとしており、これにより、子どもの権利侵害の状況が改善しているかを確認することとなります。

### ○第2項

救済委員からの報告の求めを受けた市の機関は、救済委員に対し60日以内に是正又は改善の措置の状況を報告する必要があります。

前述のとおり、救済委員による勧告や意見表明に強制力はありませんが、措置の状況を報告することを求めることにより、勧告や意見表明に伴う状況の是正等の実効性を確保しています。

### ○第3項

救済委員が勧告や意見表明を行ったとき、又は市の機関から是正等の状況の報告があったときは、その内容を公表することができることを規定しています。

救済委員による子どもの権利侵害の是正に係る活動を公表することによって、関係者に対し解決に向けた行動を促すことが期待でき、類似の事例による権利侵害の発生を抑止にもつながることが期待できます。

### ○第4項

前項の規定により、救済委員の活動内容等を公表するにあたっては、扱っている事案の内容が個人情報に深く関わること等を踏まえ、個人情報の保護に十分配慮して行うことを規定しています。

## (再調査等)

<p>第30条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができます。</p> <p>2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、その関係する市の機関に対し、改めて是正等の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求めるため意見表明をすることができます。</p>
--

## 【趣旨】

第29条の規定に基づく報告の内容等を踏まえた再度の調査又は調整、その結果必要であると認められた場合に行う再度の是正等の勧告及び制度の改善を求める意見表明について規定しています。

## 【解説】

### ○第1項

救済委員は、第29条第2項に基づく市の機関からの是正等の措置の状況に係る報告を踏まえ、これが不十分である場合等必要があると認められる場合に、再度の調査又は調整を行うことができます。

当該措置の状況が十分か否かの判断は、申し立てを行った者の意見等を踏まえ、当該子どもの最善の利益を考慮して行われる必要があります。

### ○第2項

第1項に基づく再調査又は再勧告を行った場合、必要があると認められる場合は、改めて是正勧告又は制度の改善を求める意見表明を行うことができることを規定しています。

## (活動状況の報告)

<p><b>第31条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。</b></p>
--

## 【趣旨】

救済委員の活動内容について、毎年市長に報告し、これを公表することを規定しています。

## 【解説】

### ○第1項

救済委員の活動は、子どもの権利侵害からの救済に向けた多岐に渡るものとなります。

この活動内容を毎年とりまとめ、市長に報告し幅広く公表することは、子どもの権利に係る啓発にも資するものであり、権利侵害の予防にもつながることが期待されます。

報告する内容は、相談の件数・区分、救済の申し立ての件数・区分、調査の件数、勧告又は意見表明の件数・概要といったものが挙げられ、個人情報に十分配慮したかたちで公表されます。

(庶務等)

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3 第23条第1項の規定は、相談・調査専門員に準用します。

#### 【趣旨】

救済委員の庶務を処理する組織及び救済委員の職務を補佐する相談・専門調査員について規定しています。

#### 【解説】

##### ○第1項

救済委員の活動に係る庶務については、こども未来部で処理することを規定しています。

庶務を担当する所属は、救済委員の独立性、第三者性を担保するため、相談や救済の申し立ての内容や、救済委員の判断に介入しないことを原則として運用します。

##### ○第2項

救済委員の活動を補佐するため、子どもの権利相談・調査専門員を置くことを規定しています。

この専門員は、児童福祉や子どもの権利に関する識見として、教育や福祉、心理に係る一定程度の知識や経験を有している者であり、子どもの相談業務についての経験を有した職員を配置する必要があります。

なお、この専門員は、いずれも新潟市の非常勤職員として職務を遂行します。

##### ○第3項

相談・調査専門員は、第23条第1項に規定する救済委員の責務（救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。）を準用しています。

なお、第23条第2項に規定する政治的中立性、同条第3項に規定する守秘義務については、相談・調査専門員に地方公務員法が適用されることを踏まえ、準用していません。

## 第5章 権利の保障と推進

### (施策の推進)

- 第33条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。
- 2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。
- 3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

#### 【趣旨】

市の各部署が連携して、子どもの権利保障の観点を踏まえ、子どもに関する施策を推進していくことを規定しています。

#### 【解説】

##### ○第1項

子どもに関する施策については、児童福祉や学校教育の範囲にとどまるものではなく、文化・芸術環境、スポーツ振興、就労問題、保健や健康への取り組み、生涯学習、都市交通、環境問題など、さまざまな部署が関わっていかねばならない施策であり、市としても全庁的な取り組みが必要不可欠なものと考えます。

##### ○第2項

条例で定める理念を具現化し、総合的かつ計画的に事業を展開するために、推進計画を策定することを規定しています。

なお、本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とした「すこやか未来・アクションプラン」を策定していますが、子どもの権利保障に関する推進計画の策定に当たっては、同プランをはじめとした既存の計画との整合性を図る必要があります。

##### ○第3項

推進計画の策定に当たっての手続きとして、パブリックコメントなどを通して、広く市民の意見を求めることや、次条に定める「新潟市子どもの権利推進委員会」の意見を聴く必要があることを規定しています。

(新潟市子どもの権利推進委員会の設置等)

- 第34条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、新潟市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。
- 2 推進委員会は、市長の諮問を受けたとき、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策、子どもの権利の保障状況などについて、調査及び審議をします。
  - 3 推進委員会は、前項により調査及び審議をしたときは、その結果を市長に答申します。
  - 4 推進委員会は、15人以内の委員で組織します。
  - 5 委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関する分野において学識経験のある者、子どもを含む市民、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱します。
  - 6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
  - 7 委員は、再任されることができます。
  - 8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

【趣旨】

市における子どもに関わる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議し、その内容を市長に答申する機関として、「新潟市子どもの権利推進委員会」を設置することを規定しています。

【解説】

○第1項及び第2項

推進委員会の所掌事項等について規定しています。

推進委員会の職務としては、市長の諮問に対して、子どもの権利の保障の状況を調査、審議することが挙げられます。

推進委員会に対する諮問事項としては、例えば、本市における子どもの参加の状況に関することや、相談・救済体制に関することなど、市の施策全般に影響を及ぼす事項が対象となります。

なお、「必要があるときは自らの判断で」とは、市長の諮問の有無にかかわらず、推進委員会での独自の取り組みスケジュールに従い、子どもの権利保障の状況について検証していくことを想定しています。

○第3項

推進委員会において調査及び審議した結果は、諮問した市長に答申します。

#### ○第4項、第6項及び第7項

推進委員会の委員構成等について、検証機能の確保と委員の負担のバランスを考慮し、人数を15人以内、任期を2年としています。また、必要に応じて再任されることができるとを規定しています。

#### ○第5項

推進委員会の構成員には、学識経験者の他に、子どもを含む市民、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することを規定しています。

#### ○第8項

推進委員会の組織及び運営に関する詳細な事項は、規則において別途定めることを規定しています。

#### (市の措置)

**第35条 市は、推進委員会からの答申及び意見を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。**

#### 【趣旨・解説】

市は、推進委員会の答申及び意見を尊重し、その趣旨を踏まえて必要な措置をとらなければならぬことを規定しています。

#### (子どもの権利週間及び子どもの権利月間)

**第36条 市は、全市民が子どもの権利について関心及び理解を一層深めるため、新潟市子どもの権利週間（以下「権利週間」といいます。）及び新潟市子どもの権利月間（以下「権利月間」といいます。）を設けます。**

**2 権利週間は、5月5日から5月11日までとします。**

**3 権利月間は、11月1日から11月30日までとします。**

#### 【趣旨】

本条例及び児童の権利に関する条約を広く子どもを含めた市民に周知するため、「子どもの権利週間」及び「子ども権利月間」を設けることを明記した規定です。

#### 【解説】

○「子どもの権利週間」及び「子どもの権利月間」では、市は、子どもの権利にふさわしい事業等を実施し、条例制定後も広く子どもの権利についての関心と理解を深め、周知啓発活動等を継続的に推進していく必要があると考えます。

## ○第2項

毎年5月5日の子どもの日から5月11日までの1週間は国が定める「児童福祉週間」であり、これに合わせて同期間を「子どもの権利週間」に位置づけるものです。

## ○第3項

毎年11月の1か月間を「児童虐待防止月間」とし、児童虐待を啓発するためのオレンジリボンキャンペーン等を実施しており、子どもの権利を周知することが児童虐待防止につながると考えることから、同月間を「子どもの権利月間」に位置付けるものです。

なお、11月20日は1989年の国連総会で児童の権利に関する条約が採択された日です。

## 第6章 雑則

### (委任)

**第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。**

### 【趣旨・解説】

この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則や要綱等により別に定めることを規定しています。

## 附則

### (施行期日)

**この条例は、令和6年4月1日から施行します。**

### 【趣旨・解説】

本条例の施行期日を定めるものです。

条例制定・公布は令和5年12月27日ですが、条例の周知等の準備期間を考慮し、施行は令和6年4月1日としました。



## 新潟市子ども条例

### 条文解説

#### 【問い合わせ先】

新潟市こども未来部こども政策課

住 所 〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電 話 025-226-1193

ファックス 025-224-3330

メール [mirai@city.niigata.lg.jp](mailto:mirai@city.niigata.lg.jp)